

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p> <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特性</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>可茂総合庁舎の空調送風機用電動機（以下、「電動機」という。）は、建築時の昭和54年に設置されたものである。</p> <p>同電動機は定期的なオーバーホールが必須であるため、直近では平成24年度（2号機）、平成25年度（1号機）にオーバーホールを実施し、運転を続けていたところ、令和3年2月8日に電動機の2号機が故障により停止した。</p> <p>メーカーに修理を依頼したところ、オーバーホールによる修理が必要とのことであった。</p> <p>運転可能な1号機についても、メーカーに見てもらったところ、消耗部品の劣化が目立ち、いつ故障してもおかしくない状態にあるとのことであり、1号機まで停止した場合には庁舎内の空調が停止することになってしまう。</p> <p>オーバーホールには3ヶ月程度必要であり、夏季に空調の運転ができない場合、庁舎内の適正な温度の維持が出来ず、来庁者及び職員の健康管理上問題となるため、夏季に間に合うよう早急に2基ともオーバーホールによる修理を実施する必要がある。</p> <p><b>【特殊性】</b></p> <p>同電動機は、三相整流子電動という自動可変速機能を有する独自の技術で製造されたものである。また、現在では生産終了となっており、交換部品の中には流通していないものもある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>同電動機は東洋電機製造（株）製であり、上記のとおり、独自の技術や流通していない部品が必要となるため、他社では整備方法のノウハウや交換部品がなく、対応は不可能である。</p> <p>電動機の内部機構に精通し、専門の技術員及び交換部品を有し、整備を確実に実施できるのは、東洋電機製造（株）の100%子会社であり、当該企業のメンテナンス部門である東洋産業（株）以外にない。</p>
--	---

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。